

## 平成23年度 第1回道産食品独自認証制度運営委員会議事録

日時：平成23年10月14日（金）14:00～15:45

場所：北海道庁7階 農政部第1中会議室

### ○開会（忠津主幹）

定刻となりましたので、ただ今から平成23年度第1回道産食品独自認証制度運営委員会を開催いたします。私は、会議の進行を務めます、食品政策課主幹の忠津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、食品政策課長の板谷からごあいさつ申し上げます。

### ○（挨拶）板谷食品政策課長

食品政策課長の板谷でございます。

本年6月の異動で当課に配属となりました。前任は十勝総合振興局、その前は畜産振興課で酪農の業務を行っていました。今後ともよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、「道産食品独自認証制度」、いわゆる「きらりっぴ」の適切な運営を図るための本運営委員会の委員を快くお引き受けいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

また、本日は、ご多忙の中、運営委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の議題につきましては、後ほど担当から説明がありますが、道では、食の安全・安心に関する施策の一つとして、きらりっぴは大きな柱の一つと考えております。きらりっぴは、平成16年度に様々な事件・事故がある中でスタートしました。北海道ならではの自然環境や高い技術力を活かして生産された農水産物を、これまで21品目認証してきており、その普及拡大に努めてきているところです。

こうした中で、消費者の皆様や認証事業者の方々などから、「きらりっぴ」に関して認知度の低さや基準が高いなどの様々なご意見をいただいております。私たちといたしましては、手をこまねいてだけでなく、運営委員の皆様のお知恵をお借りし、認証事業者、認証機関の皆様とともに「きらりっぴ制度」を食のトップブランドとして育てていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○委員会の成立（忠津主幹）

次に、委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。本日は当運営委員会委員8名のうち、6名が出席されており、運営委員会設置要領第5の2の規定にあります、委員の2分の1を超えておりますことから、本委員会が成立していることをご報告いたします。

### ○委員の紹介（忠津主幹）

続きまして、委員の皆様をご紹介します。

学識分野から、(独)科学技術振興機構の清水委員です。同じく酪農学園大学の樋本委員です。

流通サービス分野から、(株)北海道百科の勝浦委員です。

消費者分野から、石川チーズサロンの石川委員です。生活協同組合コープ札幌の前濱委員です。

生産者分野から、ホクレン農業協同組合連合会の大西委員です。

なお、流通サービス分野の(株)ふく井ホテルの長屋委員、生産者分野の北海道漁業協同組合連合会の三好委員は、欠席されています。

また、本委員会には、認証機関や研究機関の方々もオブザーバーとして出席しておりますので、お手元の配席図でご確認願います。

### ○ 会議資料の確認（忠津主幹）

次に、会議資料のご確認をお願いします。

お手元には、資料1、2、3、4、参考資料1、2、3をお配りしておりますが、資料の不足等がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議事（忠津主幹）

ただいまから議事に入りたいと思います。

本日は、第1回目の運営委員会のため、委員長が決まっておりませんので、まず、委員長を選出したいと思いますが、それまでの間、当課課長の板谷が仮議長を務めさせていただきたいと思います。

（板谷課長）

それでは委員長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

会議次第3の「委員長の選出」に入らせていただきます。運営委員会設置要領第3の規定により、当委員会には委員長、副委員長を置き、委員長は委員が互選することとなっております。

そこで、まず、委員長につきまして、委員の皆様からご推薦いただきたいと思います。どなたか、ご推薦いただけないでしょうか？

（大西委員）

委員長には、これまで当委員会の副委員長として、貴重な意見の提言などを行ってこられた清水委員を推薦します。

（板谷課長）

ただいま、大西委員から、委員長に清水委員を推薦するとの提案がありましたが、いかがでしょうか？

（委員から異議なしの声）

（板谷課長）

それでは皆さんからの了承が得られましたので、委員長は清水委員にお願いしたいと思います。清水委員長には、この後の議事進行をお願いしたいと存じますので、委員長席にお移り願います。次に、副委員長についてですが、特に選考方法は規定されておられません。そこで、事務局からの提案として、委員長からご指名いただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

（委員から異議なしの声）

（板谷課長）

皆さんからの了承が得られましたので、清水委員長から、副委員長をご指名いただきますようお願いいたします。

（清水委員長）

副委員長は、樋元委員にお願いしたいと考えております。樋元委員、どうぞよろしくお願いたします。

（板谷課長）

副委員長には樋元委員に決定させていただきます。

それでは、清水委員長及び樋元副委員長から一言ごあいさつをお願いいたします。

○挨拶（清水委員長）

清水でございます。今回新たに委員長を務めさせていただくこととなりました。前任の伊藤先生は私の先輩で、今でも色々指導を賜っており、今でも時々意見交換などを行っております。伊藤先生に比べると自分はまだまだですが、がんばっていききたいと思います。

私は、当委員会には、平成18年度から委員として参加しており、これまでの経過等も承知していることから、ご推薦いただいたものと思っております。

委員の皆様のご活発なご意見をいただき、委員会の円滑な運営に努めて参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

さて、きらりっぴ制度につきましては、平成16年度からはじまり認証基準は21品目と増えてきておりますが、認知度は、まだまだであると皆さんも思っているのではないのでしょうか。

今後も消費者、流通・小売業者などの認知度を高めるような方策を皆さんと意見交換していきたいと考えております。

当制度の要綱にも、道産食品の信頼を確保し、北海道ブランドの向上を図ることを目的としているとの記載もありますので、今後とも、きらりっぷ制度の設立目的を踏まえ、認証事業者の皆さんなどとも連携しながら、制度運営の円滑化などに尽力してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、よろしくお願い申し上げます。

○挨拶（樋元副委員長）

事務局から当委員会の名前を聞いたとき、申し訳ありませんでしたが、初めてきらりっぷという言葉を知りました。また、当会場に来る前、札幌駅のどさんこプラザできらりっぷ商品を探したが、見あたりませんでした。きらりっぷは認知度も未だ低いと感じています。

私は、このような委員は初めてなので不慣れですが、よろしくお願いいたします。

（清水委員長）

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議題の（１）「道産食品独自認証制度について」事務局より説明願います。

（忠津主幹）

資料－１「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）の現状等について」、

資料－２「平成23年度道産食品独自認証制度アンケート結果について」、

資料－３「平成23年度の主な取組について」について一括で説明

（清水委員長）

事務局でも認証数や認知度を高めるための取組は行っているようですが、ただ今の説明に関し、何かご質問はございませんか。

（前濱委員）

今後は、認証数の拡大に力を入れるとのことですが、道でも麦チェーンに力を入れておりますし、「ゆめちから」も出ています。しかし、ラーメンは1品目しかありません。今後、きらりっぷに麺を増やすための対策は考えていないのでしょうか。

（板谷課長）

麦チェーンの事業は、平成21年から23年までの事業計画となっており、春まき小麦の商品開発を目的としています。「ゆめちから」は、今の麦チェーンの事業では扱っていませんので、次年度以降の事業の中での対応を考えており、その中で中華麺も考えていくこととなります。中華麺につきましては個々の麺会社へ事業を説明するなどの対応をしていくこととなりますが、現状では話し合いは進んでいません。今は、チーズ工房などへの働きかけを行い、認証数を増やすことを戦略的に考えています。

（石川委員）

資料1によると、認証基準を定めてはいるが商品がないものもあります。平成19年度から、認証品目を決めるときは各業界からの要望で作成しているはずですが、何故無いのでしょうか。

（忠津主幹）

ビールについては、認証基準を検討する委員会に事業者も参画していたが、時期的なこともあり、認証を取得せず道産登録を行ったものと承知しております。このため、今年8月から、改めてこのビール事業者へ認証取得について相談しているところです。また、ソーセージ類のように、きらりっぷを取得していても、道産登録商品へ移行した例もあります。

（石川委員）

生ハムにつきましても、同じようなことなのでしょうか。

(清水委員長)

生ハムについては、業界から要望があり、基準を作成しました。その際には、事業者のコスト面についても考慮して作成しましたが、現状、認証品は無い状況にあります。認証品のない品目につきましては、今後も働きかけが必要ではないかと思えます。

(樋本委員)

道産登録品ときらりっぷ認証品とのすみ分けは、どのようになっているのでしょうか。

(忠津主幹)

道産登録品は、原材料が道産であることと、道内での製造・加工が条件となっておりますが、きらりっぷ認証品は、こうした道産原材料へのこだわりの他にも、高度な衛生管理、官能検査など全部で5つの認証基準があり、ハードルの高さに違いがあります。

(樋本委員)

それでは、道産登録に移行した商品は、基準のハードルの高さを嫌ってのことでしょうか。

(忠津主幹)

事業者の中には、道産登録のみで十分効果が得られると考えているところもあります。また、経費の面でも認証には7万円の費用がかかるが、登録は1万円ですむという違いもあります。

(板谷課長)

資料1にもありますが、近年はハム・ベーコン類が伸び悩んでいます。これは農場単位まで追跡を行う高い基準を定めていることがあげられます。例えば、ロースハムの基準では、一つの農場から、ロース部分だけ購入することが望まれますが、そのようなことは出来ません。このように原料の調達に苦慮していることが要因と思われれます。

(清水委員長)

制度の中で、原産地を追跡することとしています。しかし、畜産物は農産物に比べ追跡が難しいため、基準を緩めてはとの話もありましたが、その時には既に当制度は高い基準を定め運用していたため、それを緩めることはしていません。

(勝浦委員)

自分はバイヤーをやってきましたが、これまでも商談会などできらりっぷ商品を目にしたことがほとんどありません。やはり、バイヤーにアピールすることが大切であり、それによりバイヤーから小売り業者、さらには消費者へと情報が流れることとなります。今は、PRの相手先が消費者へ向きすぎているのではないかと感じています。

(大西委員)

これまでも色々検討されているようですが、バイヤーへのアピールは、なかなか難しいと感じています。先に開催されたスーパーマーケットトレードショーでは、確か道でもブースを出してPRは行っていたのでは。このような取組を行うことは好ましいと思えます。

(石川委員)

認証数を拡大していく方針とのことですが、登録業者にも声をかけてみてはどうでしょうか。登録業者は元々それなりに意識が高いので、その人たちにもう1歩進んで認証へ進めるというようなPR、登録商品からきらりっぷ商品へ移行するための働きかけが必要ではないでしょうか。

また、アンケートに組織化の話が出ていましたが、組織化することにより組織で行動が出来るので、きらりっぷ商品のみを集めて商談会などへの出展が可能となるなど、有利なことも出てくると思えます。認証取得の場合は、当初は費用もかかりますが、将来的にはそれをカバー出来るようになるというような利点をもっと見せてはどうでしょうか。組織化には、こちら側からの働きかけが大切ではないかと思えます。

(忠津主幹)

現在、道産登録商品は、およそ280品目ありますが、このうちきりりっぷへの移行が可能な商品は10品目程度です。なお、現在登録商品のチーズについては、大手メーカーとも協議を行っているところです。

(清水委員長)

その他意見がないようですので、続きまして、議題(2)「道産食品独自認証制度の運営について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

(忠津主幹)

資料-4「道産食品独自認証制度の基本的な方向(案)」に基づき説明

ただ今、ご説明しましたように、本制度は7年目となりますが、「認証基準」、「認証数の伸び悩み」、「低い知名度」など、様々な課題があるところです。このため、制度の一層の充実に向けて、委員の皆様からのご意見をいただき、今後の取組に反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(清水委員長)

今回は、意見交換に十分な時間を取っておりますので、委員の皆さんが、この独自認証制度について日頃から感じておられることや今後の取組などについて、ご発言いただきたいと思います。

なお、資料4の「基本的な方向(案)」が、「認証基準」、「認証数の伸び悩み」、「低い知名度」の3つに分けて提示されておりますので、まず、この3項目について、ご意見等をいただきたいと思います。

まず、「認証基準」について、ご意見等をいただきたいと思います。

(前濱委員)

きりりっぷの基準にHACCPも含まれており、事業者も大変とは思いますが、皆努力していただいております、そのおかげで消費者も安心を得ているので、基準は高いが、このまま落とさずに頑張ってください。

(石川委員)

食味試験は今後も実施すべきと思いますが、実施している認証機関は事務作業が大変ではないかと思っております。

(竹本 オブザーバー)

チーズの認証は3事業者ですが、何れもHACCPには苦労しているとの声を聞いています。

また、大手はHACCPは進んでいるが、認証にあたっては原料供給の追跡が大丈夫かということもあります。

食味試験の際に専門家から出された意見は、参考意見として事業者へ伝えていますが、食味試験の際の意見は参考にならないという事業者もいます。専門家はヨーロッパの本場のチーズと比較し、味が違うと言います。しかし、事業者はそのことは理解しているが、敢えて日本人の好みに合わせた味に仕上げているといったことを言われます。

(清水委員長)

地域ブランドとの連携については何か進んでいますか。

(忠津主幹)

今後、十勝ブランドとの連携が出来ないか考えています。

十勝ブランドは、チーズ、パン、菓子の3種類があり、認証の対象となるチーズは、9工房加入しています。また、衛生管理につきましても、HACCPではありませんが、きりりっぷ同様、基準も

作成していますので、きりりっぷに入ってもらえないか、今後話をしていきたいと考えています。

(清水委員長)

それでは次に、「数の伸び悩み」について、ご意見等をいただきたいと思います。

(石川委員)

現在、どこかから新規で要望があがっていないのでしょうか。

(忠津主幹)

今のところ、あがってきておりません。

(清水委員長)

こんな認証品目があればよいといったものが何かありませんか。

(石川委員)

3～4年ぐらい前に、小豆を使用したスイーツの話があったのではないのでしょうか。

(板谷課長)

食品偽装問題が発生した4～5年前に、きのとやと柳月から話がありました。その後柳月の三方六は道産登録を行っています。お菓子につきましては、チョコレートを使用するため、きりりっぷの基準には難しいということもあります。このため、スイーツにつきましては道産食品登録では考えており、きのとやにつきましても、現在、道産登録取得の方向で協議中です。

きりりっぷにつきましては、現在の基準の中で、商品数を増やすことを考えています。現状商品数では、十分な売り場構成も出来ません。一つの品目の商品数が増えれば、バイヤーにも説明しやすくなり、これをうまく成功させることにより、他の品目の商品へ展開できるのではないかと考えています。また、十勝ブランドを取得している業者が、きりりっぷも取得できないか。その際にHACCPが支障となるのであれば、道のHACCP担当の主査もいますので、うまく連携してクリアできないか等を考えていきたいと思っています。

(清水委員長)

認証数を増やすことが当制度の生命線と考えているわけですね。

(前濱委員)

以前はジャムの基準を作るという話もあったような気もしますが。

(榎 オブザーバー)

ジャム製造業者は道内では、かなり多くいます。ジャムは日本ジャム工業組合という組織があり、道内では富良野の共済農場が加盟しています。

(清水委員長)

ジャム業者は、小規模なチーズ業者よりもさらに小規模な事業者が多いですね。また、地域に密着し、お土産屋などでも販売していますね。ジャムの基準づくりについては、これまで検討したといった記憶はありませんが、チーズとセット販売などの可能性もあり、ジャムも良いかも知れませんね。

(勝浦委員)

ジャムの基準が可能であれば、ジュースも原料は同じなので良いのではないのでしょうか。道産登録マークのついたジュースは、よく売れているようです。

(清水委員長)

それでは次に、「低い知名度」について、ご意見等をいただきたいと思います。

(前濱委員)

新聞は発行部数も減ってきているので、テレビコマーシャルを利用してはどうでしょうか。以前、知事も米チェンで出演していたがPR効果は高いと思います。

(大西委員)

米チェンのテレビコマーシャルは、販売拡大委員会という生産者の組織で実施していました。

(勝浦委員)

ロゴマークについてですが、きりりっぷマークより道産登録マークの方が分かりやすいためか、お客様への知名度が高いです。きりりっぷはマークの意味が分かりづらいため、一般に認知されるまではサブタイトルをつけてはどうか。マークには食品という言葉がないので、例えば「食卓に毎日の安全」などのタイトルをつけると分かりやすくなると思います。また、QRコードをつけてPRするのも一つではないでしょうか。

(清水委員長)

皆さん一通り意見が出たようですが、議題2について全体的に意見はありませんか。

(樋本委員)

認証品は、日常的な食品ではなく、贈答品がほとんどです。スイーツ、ジャムなどの日常的な、身近なものをターゲットにしてみてもどうかと思います。

(清水委員長)

続きまして、資料4の「基本的な方向」の項目以外に何か意見がありませんか。

今回はジャムなどの基準についての意見もありました。今後は身近な増やしやすいいものを品目にしていくことも、一つの方針ではないかと思います。

今後もきりりっぷ制度の普及拡大に向けては、皆さんと一緒に取り組んで参りたいと思います。

その他特に意見がないようですので、これで今日の議事の1、2は終了します。

その他事務局から何かありますか。

(忠津主幹)

本日の委員会では、新たな認証品目の提案、さらには今後の取組についての意見がありました。事務局としましてもどのような実態にあるのか調査し、検討していきたいと考えています。出来るだけ、早急に検討し、そのことについて、皆さんからの意見をいただきたいと考えているところです。

(清水委員長) 認証機関から何か意見等ありませんか。

(温井オブザーバー)

本日の委員の皆様からの意見は大変参考になりました。当組織は認証業務と全ての登録食品を扱っているため、認証品から登録品へと移行する実態をよく認識しています。きりりっぷマークが分かりにくいとの意見もありましたが、本年4月から「試される大地北海道」のロゴマークの使用が限定されることとなり、その直前にマークを継続利用するため、食品登録の駆け込みもあったところです。きりりっぷもこのように認知度が上がることを望んでいます。

(川村オブザーバー)

以前から認証マークは分かりづらいと言われてきています。今日の意見にもありましたが、サブタイトルをつけると分かりやすくなると思います。また、組織化についてですが、魚醤油については生産組合を組織し約30社が加盟しており、当制度を十分理解していない業者やHACCPが支障となっている業者もあるので、今後、認証にあたってはこちらからの指導が必要とも感じているところです。

(竹本オブザーバー)

認証にあたっては、費用が当初7万円、その後は毎年5万円ですが、現地の審査や食味検査などで認証機関も費用がかかっており、運営が大変であるということを理解してほしいと思います。

(清水委員長)

その他特に意見等がないようですので、本日の議事は終了し、議事進行を事務局に戻します。

(忠津主幹)

清水委員長、長時間の議事進行、まことにありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、様々な観点からのご意見、ご提言をいただき、どうもありがとうございました。本日皆様からいただいたご意見等をしっかりと検討させていただき、次回につなげていきたいと思います。

なお、次回の運営委員会につきましては、後日、皆様の日程調整を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日は、どうもご苦労様でした。